

議案第 56 号

狭山市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

狭山市職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」による地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。